

廃棄物処理施設専門委員会で出された意見

1. 騒音
当該地域は騒音の規制基準は無いが、稼働時間が8時から22時であるため、18時以降の騒音対策を講じること。また、稼働後に騒音測定を実施し自主基準を超過した場合には、さらなる対策を講じること。
2. 悪臭
申請書には悪臭発生時、消臭剤の散布、活性炭フィルタの設置とあるが、発生源を除去するなど恒久的な対策を講じること。
3. 発火
製品を5mの積高で保管すると発火の恐れがある。翌日搬出の計画を厳守すること。
4. 交通安全
搬出入ルート図に通学路を記載し対策を行うこと。また、学区内の小学校と協議すること。
5. 粉じん対策
バグフィルタのメンテナンス時には作業をしないこと。
6. 地歴等
当該地の地歴調査と旧建物のアスベスト調査を行うこと。また、旧建物の冷凍冷蔵設備のフロン類を適切に処理すること。
7. 取扱品目
取扱う木くずのうち木製パレット等の表記がある。パレットにはプラスチック製もあるため表記を訂正し、木製パレットに限定すること。
8. 受入時の分析
木くず受入時、必要に応じて分析表の提出を求めるとあるが危険な廃棄物も混入する恐れがあるのか、確認すること。